平成 29 年度 保育施設・事業利用の案内

※この冊子の内容は、平成28年9月 時点のものです。今後、変更となる可 能性があります。

保護者の就労や疾病等によりこどもを家庭で保育できない場合、市町村にお申込みいただき、 保育施設・事業を利用することができます。市町村が認可・確認する保育施設・事業には保育所・ 認定こども園・地域型保育事業があります。詳しくは2ページをご覧ください。

平成 29 年度より、大阪市内の保育所等で勤務する保育士のこどもについては、優先的に利用調整します。

※この優先利用には条件があります。詳しい内容は7ページをご覧ください。

1 利用申込み方法

保育施設・事業の利用を希望される場合は、お住まいの区の保健福祉センター保育担当へお申込みください(平成29年4月1日からの利用にかかる申込みについては、各保育施設・事業所で受付を行う場合があります。詳しくは、各区広報紙等をご確認ください)。平成28年度からの利用を申し込まれている方も、再度申込みが必要です。

申込み書類は、受付期間内に必ず提出してください。期間後に申込みをされた場合は、原則 として2次調整(1次調整終了後、なお空き枠がある保育施設・事業について行います)の対 象となります。

なお、保育所等の定員に余裕がないときなどは、希望施設・事業の利用ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

≪平成 29 年4月1日からの利用を希望する場合≫

(1)1次調整

受付期間:平成28年10月3日(月)~平成28年10月17日(月)

※申込書配付は平成28年9月16日(金)から

結果通知:平成29年2月3日(金)発送予定(事前のお問い合わせにはお答えできません。)

※支給認定証も同時期に送付予定です。

申込状況を大阪市ホームページにて 10 月末頃に公表予定です。

期限内に申し込まれた方の希望施設の変更及び不足書類等の追加提出は、

平成28年12月2日(金)まで受け付けます。

(2)2次調整

1次調整の結果、利用者数が施設等の受入可能数に満たなかった場合、2次調整を行います。

受付期間:平成29年2月17日(金)まで

結果通知:平成29年3月3日(金)発送予定(事前のお問い合わせにはお答えできません。)

※1次調整で利用保留となった後希望変更をされた場合には、2次調整の場合に限り利用調整結果にかかわらず結果通知を発送します。

≪年度途中の利用を希望する場合≫

利用開始希望月の前月の5日(閉庁日の場合は翌開庁日)までにお申込みください。 前月から引き続き利用保留となった場合、改めての結果通知は発送いたしません。 なお毎月1日に保育施設等の空き情報をホームページで公表しています。

2 利用できる施設・事業

保育所

就労等のために家庭で保育のできない保護者に代わって、O歳(原則として生後6か月以上、以下同じ)から小学校就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設です。

利用時間:朝から夕方までの保育のほか、施設により延長保育・夜間保育を実施。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。3歳以上のこどもは、保護者の就労状況等によらず利用することができ就労状況が変わった場合でも通いなれた園を継続して利用することが可能です。

利用時間:朝から昼すぎ(保育を必要としない3~5歳のこども) 朝から夕方まで(保育を必要とする0~5歳のこども)

※園によって受け入れるこどもの年齢に違いがあります。

園によっては一時預かり、延長保育を実施しています。

※保育を必要としない3~5歳のこどもの入園に関しては、各園にお問い合わせください。

地域型保育事業

施設より少人数の単位で、O歳から2歳のこどもを預かる事業です。次の4種類の事業があります。

• 家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。

· 小規模保育

少人数(定員が6~19人)を対象に、比較的小規模できめ細かな保育を行います。

・居宅訪問型保育(大阪市では、平成28年9月時点で認可された事業はありません) 保護者の居宅で、保育者とこどもが1対1で保育を行います。

居宅訪問型保育事業は、疾病や障がい等により集団保育が著しく困難であると認められる場合やひとり親家庭で夜間の勤務がある場合等、他の施設・事業の利用が著しく困難である場合にのみ利用ができます。

・事業所内保育(大阪市では、平成28年9月時点で認可された事業はありません) 企業の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。 なお大阪市では、ホームページに大阪市幼稚園・保育所等マップを掲載しており、こちらか ら詳しい情報を確認することも可能です。

http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu110/kodomo_map/index.html

3 利用申込みに必要な書類・手続き

次の書類を、お住まいの区の保健福祉センター保育担当へ提出してください。申込児童1人 につき、1部が必要となります。

これらの書類は、保育の必要性の認定(以下「保育認定」といいます)及び利用調整を行うための重要な資料です。書類の不足や内容に不備がないか、提出前によくご確認ください。

なお、これらの書類の様式は、大阪市こども青少年局ホームページからもダウンロードが可能です。

http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000150373.html

(1)全ての方について必要な書類

書類の名前	説 明
子どものための教育・保育給付 保育認定(変更)申請書兼 保育施設・事業利用調整申込書	保育認定及び利用調整を受けるための申込書です。 提出後に、利用希望施設、申込み理由、住所等、内容に変更があった場合には、速や かに保健福祉センターへお申し出ください。
利用調整調査票(その1・2)	利用調整を行う上で大切な書類です。 誤りや記入漏れのないように注意してください。
確認票	利用申込みに際し、事前にご確認いただきたい事項について記載したものです。 必ずご確認のうえ、保護者の方が署名してください。

(2)保育が必要な理由を証明する書類

保育が	が必要な理由	書類の名前	添付書類及び注意事項	
	雇用されている方 (会社員・公務員・ パート・派遣社員 等)	勤務(内定)証明書 (証明様式①A欄)	【シフト制等不規則な勤務の場合】 シフト表等、勤務状況が確認できるもの	
就労 (内定を含む)			・派遣社員の場合、派遣会社(派遣元)の証明が必要です。 ・派遣社員で育児休業を取得しており、復職後の勤務先が未定の場合は、就労内定扱いとなります。	
	自営業の方 (自営専従者を含 む)	就労(予定)状況申告書 (証明様式①C欄)	開業届出書(控)又は営業許可証(写) (どちらも提出できない場合は確定申告書(控)等、事業による収入を確認できるもの) 【自営専従者の場合】 青色事業専従者給与に関する届出書 【自営業開始予定の場合】 店舗予定地の賃貸借契約書や開業にかかる経費の支出明細等、自営業を開始することが確認できるもの	
			・自営専従者でない場合は、「勤務(内定)証明書」を提出してください。	
妊娠・出産	<u> </u>		母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ(写)	
疾病		疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)		
障がい		疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級が確認できるページ(写)	
介護· 看護	介護・看護の 対象となる方	疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	【介護の場合】 障がい者手帳や介護保険被保険者証(写) 【通学等付き添いの場合】 在学・通所証明書等、利用状況が確認できるもの	
	介護・看護を 行う方	介護·看護状況申告書 (証明様式②)		
災害復旧			罹災証明	
就学		就学等(予定)証明書 (証明様式①B欄)	対象となるのは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及 び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに職業訓練校等です。	
ひとり親		保育の必要性に応じた書 類	児童扶養手当証書、ひとり親医療証又は保護者の戸籍謄本等、ひとり親であることが確認できるもの。 【離婚調停中の場合】 事件係属証明書	
求職中	求職活動中の方	求職活動状況等申告書 (証明様式①D欄)	雇用保険受給資格者証(写)や紹介状の写し等、求職活動の状況が確認できるもの	
	利用決定後に求職 活動を行う方			
市外在住		お住まいの自治体へ お問い合わせください	住民票等児童の氏名・生年月日が確認できるもの 【大阪市内へ転入予定の場合】 賃貸借契約書(写)等、転入先・転入予定日が確認できるもの	

[※]保育が必要な理由により、提出書類が異なります。

[※]この他にも、必要に応じて証明書類等の提出をお願いする場合があります。

(3) こども又は世帯の状況に応じて必要な書類

書類の名前	対象者	説 明
★1 認可外保育施設への 入所にかかる証明書	利用申込時点で、申込児童を認可外保育 施設へ預けている方	内容により、利用調整上加点の対象とするかどうかを判断します。
★2 児童の疾病にかかる 診断書	申込児童に疾病がある方	※文書料がかかる場合があります。 ※診断書の情報は保育に役立てるため、利用が見込まれる 施設等に提供することがありますのでご了承ください。
★3 保育理由証明及び 申告書	保護者以外の20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母・おじ・おば・きょうだい)や別居 (保護者住所地からおおむね1km圏内)の65歳未満の祖父母について、保育ができない理由がある方	内容により、利用調整上減点の対象とするかどうかを判断します。 理由に応じ、「(2)保育が必要な理由を証明する書類」の各様式を ご使用いただいても差し支えありません。
優先利用申込書(保育士 用)及び保育士証(写)	保育士であって、7ページに記載の条件に 該当する保護者	これらの書類の提出がない場合は、保育士の優先利用の対象とはなりません。なお保育士証が未交付の場合、保育士登録済通知書の写しでも構いません。
児童の障がいにかかる手 帳(写)	申込児童に障がいがあり、手帳の交付を 受けている方	内容により、利用調整上の基本点数等を決定することがあります。また手帳の情報は保育に役立てるため、利用が見込まれる施設等に提供することがありますのでご了承ください。
住民票等、居住地が 確認できる書類	単身赴任の保護者	内容により、利用調整上加点の対象とするかどうかを判断します。
失業した日及びその 事実が確認できる書類	求職活動中の方で、申込時点より過去3か 月以内に失業された方	内容により、利用調整上の基本点数を決定します。
賃貸借契約書又は 不動産売買契約書	利用開始希望日までに大阪市内に転入予定の方	内容により、利用調整上の基本点数を決定します。

※★1~3の書類が必要な場合は、大阪市こども青少年局ホームページ(2ページ下部にURL記載)からダウンロードしていただくか、お住まいの区の保健福祉センター保育担当へお申し出ください。
※上記以外にも、こども又は世帯の状況に応じて各種書類を求めることがあります。

(4)面接

利用申込み後に保護者の状況やこどもの様子を確認するため、区保健福祉センター職員による面接を行います。面接は申込みの受付時または別途指定する日時に行います。詳細につきましては、申込みを行う区保健福祉センター保育担当にお問い合わせください。

4 保育の必要性の認定

保育所・認定こども園(保育所と同様に長時間利用する場合のみ)・地域型保育事業を利用することを希望する場合は、保育認定を受けていただく必要があります。認定された場合、「支給認定証」を本市より交付します。

(1)保育認定の事由

保育認定を受けられるのは、<u>保護者のいずれもが</u>次のいずれかの事由に該当する場合であって、こどもを保育することが困難な場合です。



- 1 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合(産前産後8週間以内)
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している場合
- 4 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- 6 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合
- 7 就学している場合
- 8 その他、保育が必要な状態にあると区保健福祉センター所長が認める場合

認定には有効期間が定められています。認定の有効期間の終了日を過ぎますと、保育施設・ 事業の利用ができなくなります。認定の有効期間の終了日以降も引き続き保育施設・事業の 利用を希望する場合は、指定の期日までに認定の有効期間を更新する手続きが必要になりま す(なお求職活動を理由に認定を受けていた方が同じ理由で認定の更新をする場合、再度利 用調整を行うことになります)。

【保育認定の有効期間】

保育が必要な理由	認定の有効期間(保育施設等の利用可能期間)
就労 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧	当該こどもの小学校就学まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過した日の月末まで (こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間) (原則として出産予定日の8週前からとなります)
求職活動	有効期間の開始日から起算して 90 日を経過する日の月末まで (こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間)
就学	保護者の卒業予定日の月末まで (こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間)
その他	区保健福祉センター所長が必要と認める期間

※こどもが満3歳未満の場合、認定の有効期間については上記の表で「こどもの小学校就学まで」 とあるのは、「こどもが満3歳に到達する前日まで」となります。この場合、満3歳到達時に、 新たな支給認定証を本市より送付します。

(2)保育必要量(保育施設・事業を利用できる時間)

保育認定を行う場合、同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

保育標準時間の認定を受けた場合は、1日に最大11時間、保育施設・事業を利用することができ、保育短時間の認定を受けた場合は、1日に最大8時間、保育施設・事業を利用することができます(ただし延長保育を利用する場合はそれ以上利用できます)。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により認定します。

なお保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育 短時間として認定します。

【保育必要量の例】

保育必要量	認定例
	・両親のいずれもが月 120 時間以上就労する場合
保育標準時間	・父親が月 120 時間以上就労し、母親が妊娠・出産することにより、こどもを保育すること
休月保午时间	ができない場合
	・ひとり親世帯で、保護者が月 120 時間以上就労する場合 等
	・両親の両方又はいずれかが月 48 時間以上 120 時間未満就労する場合
保育短時間	・両親の1人が就労しているが、1人が求職活動をすることにより、こどもを保育すること
	ができない場合
	・ひとり親世帯で、保護者が月 48 時間以上 120 時間未満就労する場合 等

※同居している家族の介護等の理由で、保育を必要とする場合の保育必要量については、個別に 各家庭の状況から判断した上で認定します。

それぞれの保育施設・事業では開所時間等が決められていますが、それとともに、保育必要量に応じた利用時間が決められます。「9 保育料(利用者負担額)の決定」に記載の保育料で利用できるのは、その保育必要量に応じて決められた利用時間内で、認定された保育必要量で決められた1日に利用できる最大の時間の範囲内となります。

利用時間から外れた時間を利用する場合、または1日に利用できる最大の時間の範囲を超えて利用する場合は延長保育となり、別途延長保育料が必要になります。それぞれの保育施設・ 事業で決められる標準的な利用時間については、各保育施設・事業にお問い合わせください。

なお実際に保育施設・事業を利用できる時間は、それぞれの家庭の就労状況等に応じて認定された保育必要量の範囲内で、就労や通勤等でこどもを保育できない時間に限られます。

【利用時間のイメージ】



- ※上図のような施設の場合、保育短時間認定のこどもが 9:00~17:00 まで利用すると、16:00~17:00 の時間は延長保育となります。
- ※保育短時間認定のこどもの場合、保育標準時間認定のこどもの利用時間内とそれ以外の時間 で延長保育料が異なることがあります。
- ※上図は一例です。各施設・事業によって開所時間や延長保育の実施状況等は異なります。

5 利用調整について

各保育施設・事業の利用申込数が、こどもの新規受入可能数を超える場合には、各区保健福祉センターにおいて、保育の必要性が高いこどもが優先的に利用できるよう利用調整をします。 利用調整は、保育の必要性の認定を受けた方について、16~18ページの表「保育利用調整基準」に基づき行います。

「(1)基本点数表」により、世帯の保育が必要な状況に応じ基本点数を設定します。また、「(2)調整指数表」により、該当する内容に応じて加点・減点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い世帯から保育の利用が可能となります。同一点数で並んだ場合は、「(3)順位表」に規定する順位により、優先順位を決定します。利用調整の結果、希望保育施設・事業が利用できない場合には利用保留となり、引き続き翌月以降の利用調整の対象となります。

なお今年度より、一人でも多くの方に保育士として大阪市内で勤務していただけるよう、保護者が大阪市内の保育施設等で勤務する保育士のこどもについては、優先的に利用調整を行います。ただし希望の保育施設・事業に空きがないこともありますので、必ずしも保育施設・事業の利用が保障される訳ではありません。この優先的な利用調整に該当するための条件は次のとおりです。

<保育士の優先利用に該当するための条件>

保護者のいずれかが、次のいずれにも該当すること。

- ・保育士登録がされている(保育士証の写し等により確認します)。
- ・大阪市内の保育施設等(保育所、認定こども園又は地域型保育事業で、認可を既に受けているもの)で勤務している又は勤務予定である(派遣社員は除く)。
- ・月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上、保育業務に従事している又は従事予定である。

<u>なお「優先利用申込書(保育士用)」の提出がない場合は、優先利用の対象とはしません。</u>

6 利用可能日時について

保育施設・事業を利用できる日は原則として月曜日から土曜日ですが、休日に利用できる施設・事業所もあります。

開所・開園時間や年末年始の休業日等は各施設によって異なります。また、認定された保育 必要量に応じて、保育施設・事業を利用できる時間帯が異なります。

また夜間保育所は通常の保育時間が 11 時~22 時となっており、普段夜遅くまで就労等をしている方の保育ニーズにも対応しています。

詳しくは、大阪市こども青少年局ホームページをご覧ください。

7 大阪市外にある保育施設・事業の利用について

大阪市内にお住まいの方が大阪市外に所在する保育施設・事業の利用を希望する場合についても、まずはお住まいの区の保健福祉センター保育担当に利用申込をしてください。

保育認定を受けていない場合は本市で保育認定を行った後に、保育施設・事業が所在する市町村に保育施設・事業の利用を各区から依頼します。これら区での手続きには一定の期間が必要となるため、あらかじめ希望する保育施設・事業が所在する市町村での受付締切日や必要書類をご確認の上、余裕をもって申込んでください。

なお希望する保育施設・事業が所在する市町村の方針によっては、受付をしていない場合や 利用期間等に制限がある場合もありますので、これらの点についても当該市町村によく確認を してください。

また利用期間については、原則として年度末までとなります。

8 保育施設・事業所で行っている事業について

【地域子ども・子育て支援事業】

(1)延長保育

保護者のやむを得ない事情により、保育必要量を超えて保育が必要となる場合に、認定時間 を超えて保育を行います。

(2)病児・病後児保育

こどもが病気又は病気の回復期で保育所等に通うことができず、かつ家庭での保育が困難な場合にお預かりします。利用には事前の登録が必要です。(保育施設・事業を利用する前から登録できます。)

(3) 一時預かり

主として保育所等を利用していないこどもを対象とし、保護者の方の仕事や病気等により、 断続的または緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要と する場合にお預かりします。 (ご利用は原則として本市在住の方に限ります)

【障がい児保育】

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方と して障がい児保育を行っています。

【育児相談】

乳幼児の発達やしつけ、生活習慣などの育児に関する問題について、電話による相談を行っています。(日曜・祝日・年末年始を除く)

市立保育所 月曜~金曜 午前 10 時~午後 2 時

私立保育所(園) 各保育所(園)へお問い合わせください

9 保育料(利用者負担額)の決定

(1)保育料の決定

保育料は、こどもの年齢、保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)の他、保護者の所得に応じて決められますが、その際には主に市町村民税額を用いて決定することになります。

保育料算定の基礎となる市町村民税額は、こどもと同一世帯の父母及び祖父母の市町村民税の所得割額の合計額となります。(祖父母の市町村民税を合算するのは、父母の年収の合計が 103 万円未満で、生計を同一とする祖父母のいずれかの年収が 300 万円を超える場合に限ります。)

(2)5歳児の幼児教育の無償化

大阪市では、「子どもの教育・医療 無償都市大阪」をめざし、平成28年度から5歳児(平成28年度の場合、平成22年4月2日~平成23年4月1日生まれ)のこどもの保育料について、教育費相当額(約50%相当)を軽減した金額としています。

(3) 2人以上のこどもが保育施設等を利用している場合の保育料の軽減

同一世帯において2人以上のこどもが保育施設等を利用している場合には、利用中の第2子のこどもの保育料を50%軽減し、第3子以降のこどもの保育料を無料とします。

保育施設等

保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援・医療型児童発達支援

(4)料金表における第8A階層までの世帯に対する多子軽減の対象年齢の撤廃

平成28年度から、国の施策として年収約360万円未満の世帯に対する負担軽減に取り 組んでおります。

上記(3)において、多子(2人以上のこどもがいる)世帯の保育料の軽減を説明していますが、第8A階層までの世帯については、多子軽減の対象となるこどもの年齢制限を撤廃し、年長順に第1子、第2子と算定します。

例)

年齢(学年)	第2~第8A階層	第8日~第23階層
小学校 4 年	第1子(保育対象外)	算定対象外(保育対象外)
保育所 4 歳児	第2子(半額)	第1子(全額)
保育所3歳児	第3子以上(無料)	第2子(半額)

(5)ひとり親世帯等に対する負担軽減

平成28年度から、国の施策として年収約360万円未満の世帯に対する負担軽減に取り 組んでおります。

ひとり親世帯等(ひとり親世帯、障がい児(者)世帯等)については、上記(4)の多子 軽減の年齢制限の撤廃については、第9階層まで適用されます。

また、年長順に第1子を半額、第2子を無料とするなどの負担軽減についても、併せて取り組んでいます。

例)ひとり親世帯等の場合

年齢(学年)	第 2~第 9 階層	第 10~第 23 階層
小学校 4 年	第1子(保育対象外)	算定対象外(保育対象外)
保育所 4 歳児	第2子(無料)	第1子(全額)
保育所 3 歳児	第3子以上(無料)	第2子(半額)

10 保育料の決定に必要な書類について

保育料の決定にあたっては、保護者の市町村民税の所得割額を確認するために、市町村民税の課税台帳を閲覧します。

ただし、本市の課税台帳を閲覧して市町村民税が確認できるのは、本市から市町村民税を課されている保護者に限ります。

平成28年1月2日以降に他市町村から本市に転居してきた保護者(父母又は同居の祖父母) については、保護者それぞれの分の市町村民税課税証明書類が必要となります。

【市民税課税証明資料】

平成28年1月1日現在にお住まいの市町村が発行する「平成28年度 課税証明書(個人市

町村民税)」(税控除内容の詳細がわかるもの)を提出いただくことが必要です。

11 保育料の納付について

私立保育所または大阪市立保育所を利用される場合は、所定の保育料を本市に納付していただきます。

保育料は口座振替により納付していただくこととなりますので、内定後に口座振込の用紙を 提出してください。保育料の納期限(口座振替日)は、保育利用月の翌月5日(金融機関の休 業日にあたるときは、直後の営業日)です。

保育施設・事業の運営、保育サービスの維持・充実を図るためにも、保育料は必ず納期限内に納付してください。納期限を過ぎると延滞金が発生します。また、保育料が納期限後に未納となっている場合には、児童手当からの特別徴収(天引き)や給与等の差し押さえを行うことがあります。

認定こども園または地域型保育事業を利用される場合、保育料は利用される施設等にお支払いいただくこととなります。お支払いの方法等については、各施設等にご確認ください。

12 実費徴収に係る補足給付事業

「実費徴収に係る補足給付事業」とは、保育所・認定こども園・地域型保育事業で使用する 日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用について、本市の 定める保育料(利用者負担額)とは別に、各施設等が実費徴収を行いますが、この実費徴収に ついて、生活保護世帯(利用者負担額表における第1階層の方)を対象に費用の一部を給付す る事業です。

(1)補足給付事業の内容

対象経費

日用品・文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用 補足給付限度額

こども1人あたり月額2,500円(年額30,000円)

- 本市に対して補足給付事業の認定申請をされた保護者が、対象者となります。申請された内容を確認し、認定した上で、本市からその認定対象者および認定対象者が利用する施設に対して通知します。
- 認定対象者の実費徴収については、施設等で補足給付限度額を減免した上で差額分を保護者から徴収するか、全額免除となります。
- 費用の精算は、本市と施設等とで行います。

(2)申請方法

「大阪市実費徴収に係る補足給付交付認定申請書」を郵送で本市に提出してください。

(各区保健福祉センターでは受付できませんのでご了承ください。)

各施設等に申請書がありますので、直接お問い合わせください。

また、大阪市ホームページからもダウンロードできます。

(3)実費徴収に係る補足給付事業の提出およびお問い合わせ

「大阪市こども青少年局保育企画課(補足給付)」あてに送付してください 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2階

お問い合わせ:06-6208-8031

13 認定を受けてから

(1)認定内容の変更、取消等

認定後に世帯状況に次のような変更があった場合は、必ず保健福祉センター保育担当にお申し出ください。

- ・こども・保護者の氏名・住所変更
- ・世帯員の増減
- ・市町村民税額の変更
- ・生活保護受給開始・停止・廃止
- ・障がい者手帳の交付(こども・保護者その他世帯員を含む)
- ・保護者の就職(転職を含む)・離職・育児休業の取得等

保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消されることがあります のでご注意ください。保育認定を取り消されると、保育施設・事業を利用できなくなります。

また認定の有効期間の満了後も引き続き保育施設・事業の利用を希望する場合は、再度認定の申請をしていただく必要があります。

認定こども園を利用中の満3歳以上のこどもについては、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合でも、当該認定こども園に教育標準時間認定(1号認定)の受け入れ枠があるときは、教育標準時間認定を受けることにより引き続き同じ認定こども園を利用することが可能です。この場合は、認定こども園を通じて教育標準時間認定の申請を行ってください。

ただし、認定こども園における認定変更等については、管轄市町村により取扱いが異なることがありますので、ご注意ください。

(2)保育施設・事業の利用中に

無断または特別な理由がなく、長期間(おおむね1か月以上)利用しなかった場合には、認 定の有効期間中であっても、利用決定を取り消す(退所となる)ことがありますので、ご注意 ください。

また、認定の有効期間中に利用を中止(退所)したい場合は、異動届兼支給認定変更申請書の提出が必要です。提出がなかった場合や、遅れた場合には、実際に利用したか否かにかかわらず保育料が発生する場合がありますので、速やかにお手続きをしていただきますようお願いいたします。

(3)保護者が育児休業を取得する場合

保護者の方が育児休業を取得することになった場合は、区保健福祉センター保育担当までご 連絡をお願いします。

なお保護者の育児休業期間中は、基本的には、こどもを保育することができないとは認められませんが、こどもが保育施設・事業を利用中であって、こどもの環境の変化に配慮して区保 健福祉センターが児童福祉の観点から必要と認める場合は、引き続き同じ保育施設・事業を利 用することができます。

この場合は、異動届兼支給認定変更申請書とともに復職(予定)証明書の提出が必要です。 これによって保育施設・事業が利用できる期間は、原則として最長で育児休業の対象となる こどもが満1歳を迎えてから最初の3月31日までとなります。ただし育児休業を理由とする保 育認定は、上記のとおりこどもの環境の変化に配慮して行うものですので、育児休業期間中に 新たに他の保育施設・事業に転所することはできません。また保育必要量は一律に保育短時間 認定として認定することになります。

(4)地域型保育事業卒園後の連携施設優先利用について

地域型保育事業を利用できるのは2歳児までとなっていますので、3歳児以降も保育を必要とする場合は、原則として改めて他の保育施設への申込が必要になります。ただし地域型保育事業の中には3歳児以降に引き続き教育・保育施設を利用できるよう、保育所、認定こども園、幼稚園の優先利用枠を設けている事業所もあります。優先利用枠の内容(連携先の有無、連携施設名、優先利用枠の人数等)については、各事業所にご確認ください。

保育所・認定こども園(保育認定の定員枠)の優先利用を希望する場合は、地域型保育事業 卒園時の利用調整において、優先的に利用調整を受けていただくことができます。ただし優先 利用枠を超える優先利用の希望があった場合や、優先利用希望の締切後に地域型保育事業の利 用を開始した場合等には、優先利用ができないこともありますのでご注意ください。

(5) 大阪市外に転出後も大阪市内の保育施設・事業の継続利用を希望する場合

保育施設・事業の利用中に大阪市内から大阪市外に転出する場合は、保育の必要性の認定を 転出先の市町村で新たに受け直す必要があります。このため利用中の保育施設・事業が所在す る区の保健福祉センターに異動届兼支給認定変更申請書を提出していただくとともに、転出先 の市町村で新たに認定を受けてください。

この場合、原則として転出した年度の3月までは継続利用できますが、その翌年度からの利用については、継続利用が認められない場合もあります。

なお保育料(利用者負担額)は転出先の市町村が定めることになりますので、転出に伴って 保育料が変更になることもあります。

14 保育利用等に関してよくある質問

- Q1 居住している区とは違う区にある保育施設・事業の利用を希望していますが、申込みは 可能ですか。
- A 1 大阪市内であれば、どの区の保育施設・事業であっても申込みは可能です。また利用調整でも、大阪市内にお住まいの方であれば、居住区によって区別することなく利用調整を 行います。
- Q2 現在大阪市外に居住していますが、大阪市内に転居する予定です。保育所等の申込はど のようにすればよいですか。
- A 2 申込み時点で大阪市外にお住まいの方は、原則として居住地の市町村を通じて申込みを 行ってください。

申込みの際に、利用開始希望日までに転居することが分かる書類(住居の賃貸借又は売買の契約書等)の提出がある場合は、市内居住者とみなして利用調整を行いますが、これらの証明等がない場合は市外在住として利用調整を行います。

また前年度(平成29年9月以降は当年度)の市町村民税額が分かる書類(9ページ参照) を添付してください。



15 公立保育所の民間移管について

平成24年7月に策定した「市政改革プラン」において、公立保育所については、セーフティネットとしての必要性を考慮しつつ原則として民間移管する方針を定め、平成27年度以降、順次、実施することとしています。民間移管とは、保育所の設置・運営主体を大阪市から民間の法人に移管して民間保育所として運営することを言い、現在運営を委託している公立保育所についても民間移管の対象としています。従って、入所を希望される公立保育所が、今後、民間移管の対象となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、民間移管にあたっては、児童への影響を最小限にとどめるため、保育サービスの質を評価して優れた実績のある法人を選定するとともに、丁寧な保育の引継ぎ等を行うこととしています。

平成29年度、	平成30年度に民間移管予定の保育所
---------------------------	-------------------

移管年度	区名	保育所名 ※1		移管先法人		
	西淀川区	福保育所	X 3	社会福祉法人 檸檬会		
平成 29 年度	東淀川区	あすか保育所		社会福祉法人 美咲会		
	東成区	北中本保育所		社会福祉法人 みおつくし福祉会		
	此花区	四貫島保育所				
	浪速区	大国保育所 %	× 2			
	淀川区	木川第2保育所 ※	× 2	現在、法人の選定手続きを進めて おり、平成 28 年 12 月下旬に移管先 法人を決定する予定です。		
	東淀川区	南江口保育所				
平成 30 年度	生野区	東生野保育所	× 2			
	阿倍野区	三明保育所 %	× 2	法人を決定する予定です。 		
	住吉区	浅香東保育所				
	亚	天下茶屋保育所				
	西成区	橘保育所	× 2			

- ※1 保育所名については、民間移管後に変更になることがあります
- ※2 社会福祉法人に運営を委託している保育所で、民間移管にともなう施設の新設工事、増改 築工事が必要ない場合において、公募の結果、現在の運営委託先が移管先として選定され たときは、1年間の保育の引継ぎが必要ないため、平成29年度に民間移管となる予定です。
- ※3 福保育所が民間移管にともない近隣地に移転する予定であるため、近接している出来島保育所については、福保育所の民間移管にあわせ平成28年度末で休止とする予定です。
- ・平成31年度以降に民間移管予定の保育所平成31年度以降に民間移管予定の保育所の箇所数及び名称は未定となっています。

詳細については、大阪市こども青少年局ホームページをご覧ください。 http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000369395.html

利用申込みの前に必ずお読みください

- 〇 保育施設・事業により、保育方針や取り組みはさまざまです。必ず希望される保育施設・事業を実際に見学してから、申込みを行ってください。
- 保育施設・事業は原則として第6希望までご記入いただけますが、全て記入していただく必要はありません。通勤時間等を考慮し、利用が可能な範囲内で記入するようにしてください。 保育施設・事業の利用内定を正当な理由なく辞退した場合、次回の利用調整において点数を減点します。

〇 就労内定の方

保育の利用が決定した場合、利用開始月中には就労を開始し、翌月末までに勤務証明書を提出していただきます。提出されない場合は、利用決定を取り消すことがあります。

〇 育児休業中の方

保育の利用が決定した場合、利用開始月中には復帰し、翌月末までに復職証明書を提出していただきます。提出されない場合は、利用決定を取り消すことがあります。

〇 求職活動中の方

認定期間(保育の利用期間)は認定開始から90日を経過する日の月末までです。認定期間中の指定の期日までに就労できなかった場合等は、再度利用調整の対象となります。

〇 出産により申込む方

認定期間は産前産後8週間です。期間満了後に求職活動を行う等保育が必要な事由がなければ、利用ができなくなります。(育児は保育が必要な事由とはなりません。)

待機児童とは?

保育を必要としており、保育所等に利用申込みをしたが、利用調整により利用が決まらなかった児童を「保留児童」といいます。

この「保留児童」から、国の定義に基づき、転所希望や育児休業中のもの等を除いた児童を「待機児童」といいます。

		_	
新規	現利用申込数(保育認定者のみ) (A)		
新規	現利用児童数 (B)		
利月	用保留児童数 (C)=(A)-(B)	利用できなかった 児童数	
	転所希望 (D)		
	育休中(E)		
	求職活動休止中 (F)		
	一時預かり等対応幼稚園 (G)		
	特定保育所希望等(H)		
	待機児童数 (I)=(C)-(D)-(E)-(F)-(G)-(H)	国の定義に基づく 児童数	

除外数の定義

- (D) 保育所等を現在利用しているが、他の保育所等 への転所を希望しているもの
- (E) 調査日時点において、育児休業を取得しているもの
- (F) 調査日時点において、求職活動を休止しているもの
- (H) 他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、 特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由に より待機しているもの
- ※「待機児童」に該当しない場合でも、利用調整には影響はなく、「保留児童」全てをその後の 利用調整の対象とします。
- ※希望の保育所等への入所が困難な場合等、面接時、利用調整中もしくは利用調整後に、空き 保育所等のあっせんを行うことがあります。

お問い合わせ先

≪各区保健福祉センター≫

区名	所在地	電話番号	FAX 番号
北区	北区扇町2丁目1番27号	6313-9857	6313-9905
都島区	都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号	6882-9889	6352-4584
福島区	福島区大開1丁目8番1号	6464-9857	6462-4854
此花区	此花区春日出北1丁目8番4号	6466-9857	6462-2942
中央区	中央区久太郎町1丁目2番27号	6267-9857	6264-8285
西区	西区新町4丁目5番14号	6532-9028	6538-7319
港区	港区市岡 1 丁目 15 番 25 号	6576-9857	6572-9514
大正区	大正区千島2丁目7番95号	4394-9857	6553-1986
天王寺区	天王寺区真法院町 20 番 33 号	6774-9857	6772-4906
浪速区	浪速区敷津東 1 丁目 4 番 20 号	6647-9857	6644-1937
西淀川区	西淀川区御幣島1丁目2番10号	6478-9857	6478-9989
淀川区	淀川区十三東2丁目3番3号	6308-9423	6303-6745
東淀川区	東淀川区豊新2丁目1番4号	4809-9857	6327-2840
東成区	東成区大今里西2丁目8番4号	6977-9857	6972-2781
生野区	生野区勝山南3丁目1番19号	6715-9857	6715-9967
旭区	旭区大宮1丁目1番17号	6957-9857	6954-9183
城東区	城東区中央3丁目5番45号	6930-9857	6932-1295
鶴見区	鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号	6915-9107	6913-6237
阿倍野区	阿倍野区文の里1丁目1番40号	6622-9865	6621-1412
住之江区	住之江区御崎3丁目1番17号	6682-9857	6686-2039
住吉区	住吉区南住吉 3 丁目 15 番 55 号	6694-9857	6694-9692
東住吉区	東住吉区東田辺1丁目13番4号	4399-9857	6629-4580
平野区	平野区背戸口3丁目8番19号	4302-9857	4302-9943
西成区	西成区岸里1丁目5番20号	6659-9824	6659-9468

≪大阪市ホームページ(保育施設・事業の利用について)≫

http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000150373.html

保育利用調整基準

保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業 (当該事業所の従業員が利用する場合を除く)をいう。以下同じ。)の利用調整は、本表に基づき行うものとする。 なお、以降本表において、特に記載のある場合を除き、「保育施設」は保育所及び認定こども園、「保育事業」 は家庭的保育事業等を指す。

(1)基本点数表

事 由 (保育の必要性)	基本点数	父母(※1)が保育できない理由・状況
	100	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いており、それに見合う収入がある。※2
	90	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
1. 就労	80	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	70	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	60	月48時間以上働いており、それに見合う収入がある(内職を含む。)。
	80	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
2. 就労内定	60	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。
	50	月48時間以上の仕事に内定している(内職を含む。)。
3. 出産	40	母が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。
	100	疾病などにより、6か月以上の期間入院または入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合。
4. 疾病など	70	疾病などにより、常に安静を要するなど、保育が著しく困難な場合。
	50	疾病などにより、保育に支障がある場合。
	100	身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
F 除土化、	90	複数の障がい手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
5. 障がい	80	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。
	60	身体障害者手帳4~6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付を受けていて、保育が困難な場合。
	90	臥床者・重症心身障がい児(者)の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難な場合。
6. 介護•看護	70	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合。
	50	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、前2項目に該当しない範囲で保育に支障がある場合。
7. 災害	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。
	60	職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。
8. 就学	40	職業訓練校、専門学校、大学等に、上記に該当しない範囲で就学している。
	30	職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定である。
	100	ひとり親世帯等で、月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いており、それに見合う収入がある。
9. ひとり親	90	ひとり親世帯等で、前項目の日数及び時間の仕事に内定している。又は月48時間以上働いており、それに見合う収入 がある。
	80	ひとり親世帯等で、月48時間以上の仕事に内定している。
	60	ひとり親世帯等で、求職活動を行うことにより保育ができない場合。

	60	生計中心者が失業し、求職中である場合。(申込時点より過去3か月以内)
10. 求職中 (利用期間は 原則90日間と する)	00	上川中心日か、大米し、水戦中での心物日。(中心時点より過去5か)
	50	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合。
	30	上記の世帯以外で、求職中である場合。
11. 市外在住	20	大阪市外に在住している場合。(転入予定者は除く。) ※3
12. 転所希望	% 4	保育施設を利用している若しくは利用調整時点において保育施設に内定中であり、他の保育施設の利用を希望する場合。又は、保育事業を利用している若しくは利用調整時点において保育事業に内定中であり、他の保育事業の利用を希望する場合。(利用中の場合はいずれも卒園児を除く。)
13. その他	※ 5	障がい児や支援を要する児童など、児童福祉の観点から保育の必要性が高いとセンター所長が認める場合。

(備考)

- 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 3 ひとり親世帯については、当該ひとり親の基本点数と100点との合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 4 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。
- 5 20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母・おじ・おば・きょうだい)又は保護者住所地からおおむね1km圏内に居住する祖父母がおり、保育ができない場合は、これらの者についても保育の必要性を証明する書類を提出すること。

(注釈)

- ※1 父母がいない場合は、その他の保護者とする。
- ※2 事由1、2及び9の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。

なお、ここでいう「見合う収入」とは、勤務(内定)証明書等に記載された就労日数・時間数及び給与単価から計算される 金額と同等額の収入を指す。見合う収入に満たない場合は、最低賃金を用いて算出した就労日数等により基本点数を 判断する。

保育の必要性を証明する書類に不足がある場合は、各事由の最低点数をもって基本点数とする。

利用調整時点(利用開始希望日が4月1日の利用申込みにかかる利用調整においては、別途定める日時点)において 就労の事実が確認できない場合は、就労内定扱いとする。

- ※3 市外在住の場合は、父母の保育できない理由・状況にかかわらず、「11. 市外在住」が適用される。
- %4 やむを得ないと認められる場合を除き、事由 $1\sim11$ に基づき算出した利用申込児童の基本点数に0.5をかけた点数を適用する。
- ※5 当該児童・世帯の状況に応じ、別途判断する。
- 特に定めのある場合を除き、利用開始希望日を基準日とする。

(2)調整指数表

	内容	指数	該当する事由
保育の代替手段 (右配のうち主た るもの1項目のみ を適用)	児童を65歳未満の別居(保護者住所地からおおむね1km圏内に居住)の祖父母に預けることが可能である。(当該祖父母が求職中である場合を含む。)	-3	
	児童を20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母・おじ・おば・きょうだい)に預けることが可能である。 (当該親族が求職中である場合を含む。)	-7	
	保育施設又は保育事業の卒園児。(利用申込みのあった年度の年度末に卒園予定の者に限る。ただし 卒園後の受入施設としての連携施設(保育施設に限る)を優先利用することが内定している場合を除 く。)	6	
	育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申込みをする場合。	7	
	利用申込時点で、申込事由を理由として、児童が保育施設・保育事業に該当しない保育サービス(親族委託、一時預かりを除く)を週3日以上、有償で利用している場合。※1	5	10. 求職中
	利用申込時点で、前項目の期間が6ヶ月以上の場合。(前項目と重複しての加点は行わない。)	7	を除く
	児童を企業主導型保育事業又は職場内託児所等(保育事業に該当しないもの又は保育事業に該当するものの従業員枠を含む。)へ預けている。	2	
	利用申込み時点で、児童を同伴就労しており、職種により危険を伴う(児童が保育されている場所において、通常家庭で存在し得ない危険物を扱う)場合。※1	3	

世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合。	5	5. 障がい を除く	
	保護者が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳BI以下の交付を受けている場合。	3		
	同居の家族内に身体障害者手帳3級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいて週3日以上介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合は除く。)または同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて週3日以上介護している場合。	2	6. 介護·看護	
	別居の家族内に身体障害者手帳3級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいて週3日以上介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合は除く。)または別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて週3日以上介護している場合。	1	を除く	
	世帯に看護・介護の必要な家族が複数人いる場合。	3	6. 介護・看護 のみ	
	通信制大学、通信教育の学生である。	-5	8. 就学のみ	
	ひとり親世帯等。	9	9. ひとり親 を除く	
	単身赴任。(国外)	8		
	単身赴任。(国内)	6		
	両親の勤務時間(通勤時間及び残業時間を含まない)により、利用可能な保育施設又は保育事業が夜間保育所又は夜間保育所と同等の時間帯において利用可能な保育事業に限定される場合。	4		
就労状況	家庭内で就労している又は家庭内で就労予定の場合。	-5	5	
	雇用主が保護者の配偶者又は三親等以内の親族であり、かつ保護者が扶養控除、配偶者控除又は配 偶者特別控除の対象となっている場合。	-5	1~2. 就労 9. ひとり親 のみ	
	雇用主が保護者の配偶者又は三親等以内の親族であり、かつ保護者が専従者控除の対象となっている場合。	-2		
	就労内定のうち、就労開始時期が未定のもの。	-6		
	求職活動状況を証明する書類の提出がある場合。	2	9. ひとり親 で求職中 10. 求職中のみ	
きょうだいの状況	双子が同時に申込みをする場合。(三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算する。)	3		
	保育施設又は保育事業を利用中の児童以外の児童の育児休業のため当該保育施設又は保育事業を 退所し、復職時に利用申込みをする場合で、育児休業の対象になったきょうだいも同時に利用申込みを する場合。	8		
	きょうだいが利用中の保育施設又は保育事業の利用を希望する場合。(当該保育施設又は保育事業 の利用調整においてのみ加点の対象とする。)	7		
	未就学のきょうだいを保護者等が保育している場合。(当該きょうだいが保育施設又は保育事業の利用が不可能な月齢である場合及び介護・看護の対象児童である場合を除く。)	-4		
その他	正当な理由なく保育施設又は保育事業の利用内定を辞退するなど、公正な利用調整に支障を来たすような行為を行った場合。(利用希望日が同一年度内の利用申込みに限る。)	-5		
	児童の家庭状況等からセンター所長が特に必要と認める場合。	※ 2		

(注釈)

- ※1 利用申込みについて保留となった場合、当該利用申込みにかかる同一年度内の利用調整においては、「利用申込時 点」を「利用調整時点」に読み替える。次項目について同じとする。
- ※2 センター所長が特に必要と認める場合には、別途調整指数を設けることができるものとする。

(3)順位表

1	要件間の優先順位(①~⑫の順)①災害 ②就労(家庭外) ③就労(家庭内) ④就労内定 ⑤ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑥疾病 ⑦障がい ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩出産 ⑪求職中 ⑫市外在住	
2	祖父母又は20歳以上のおじ・おば・きょうだい(介護・看護の対象でないもの)と同居していないこと。	
3	当該保育施設又は保育事業の希望順位が高いもの。	
4	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯。	
5	利用開始希望日の前々年度10月2日以降に出生し、前年度4月1日以前より本市内に居住していた児童であって、利用開始希望日の前年度の年度途中(10月利用開始分まで)より利用申込を行っているものの保育施設又は保育事業の利用に関する内定を一度も受けていないもの。	
6	経済的状況(合計所得金額(基準日が1月~8月の場合は前々年、9月~12月の場合は前年の合計所得金額)の低い 世帯を優先する)	

◆必要書類チェック表

全ての方に	コ 子どものための教育・保育給付保育認定(変更)申請書兼保育施設・事業利用調整申込書
	□ 利用調整調査票(その1・2)
つい	保育が必要な理由に応じていずれかの書類を提出してください
	(別途添付書類が必要な場合もありますのでご注意ください)
て提出が必要な書類★	□ 勤務(内定)証明書(証明様式①A欄)
	□ 就労(予定)状況申告書(証明様式①C欄)
	□ 疾病・障がい状況申告書(証明様式②)
	□ 介護・看護状況申告書(証明様式②)
	□ 就学等(予定)証明書(証明様式①B欄)
	□ 求職活動状況等申告書(証明様式①D欄)
	□ その他
	こども又は世帯の状況に応じて必要な書類を提出してください
	□ 認可外保育施設への入所にかかる証明書
	(児童を認可外保育施設へ預けている場合提出してください)
	□ 児童の疾病にかかる診断書
	(利用申込みを行う児童に疾病がある場合提出してください)
	□ 入所理由証明及び申告書
状 況	(保護者以外の同居の親族や別居(保護者住所地からおおむね1km 圏内)の 65
に	歳未満の祖父母について、保育が出来ない理由がある場合、提出してください)
応じ	【保育士の優先利用の場合】
7	□ 優先利用申込書(保育士用)
必要	□ 保育士証(写)又は保育士登録済通知書(写)等
に応じて必要な書類	【単身赴任の場合】
	□ 住民票等、居住地が確認できるもの
	【申込日時点から過去3か月以内に失業し、求職活動中である場合】
	□ 失業した日及び失業の事実が確認できるもの
	【市外在住の場合】
	□ 住民票等児童の氏名・生年月日が確認できるもの
	口 賃貸借契約書(写)等、転入先・転入予定日が確認できるもの
	(大阪市内へ転入予定の場合提出してください) 等
そ	平成 28 年 1 月 1 日時点の居住地が大阪市外である方については、お住まいであった
	市町村が発行する「平成 28 年度 課税証明書(個人市町村民税)」(税控除内容の詳
の	細がわかるもの)を提出してください。
他	平成28年1月1日時点で海外に居住している等により、市町村民税の課税の対象外
	であった方については、給与明細書等、収入額が分かる書類を提出してください。

- ※この他にも、必要に応じて証明書類等の提出をお願いする場合があります。
- ★「全ての方について提出が必要な書類」の提出がない場合、認定却下になることがあります。

(参考) 平成 28 年度 特定教育·保育施設等利用者負担額表 (保育認定)

(月額、 単位:円) 呆育標準時間認定 保育短時間認定 階層 区分 子どもが属する世帯の状況 3歳未満児 3歳児 4歳児 5歳児 3歳未満児 3歳児 4歳児 5歳児 生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 第1 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付 0 0 0 0 0 0 0 0 左記の世帯のうちひとり親世帯及 7%在宅障がい児(者)のいる世帯 O 0 0 0 0 0 0 0 世帯の保護者等全員の平成28年度分(平成28 (以下「ひとり親世帯等」) 第2 年4月から8月までの間にあっては平成27年度分) の市町村民税が非課税である世帯 2.000 2.000 1,500 左記のうち上記以外の世帯 (1.000)(750)(750)(350)(1.000)(750) (750) (350) 4 050 3 500 3 500 1 600 4 000 3 450 3 450 1 550 -世帯の保護者等全員の平成28年度分(平成28 ひとり親世帯等 (0) (0) (0) (0) (0) (0)年4月から8月までの間にあっては平成27年度分) 第3 の市町村民税が課税されている算定対象保護者等 8.100 全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯 左記のうち上記以外の世帯 (4.050) (3.500)(3.500)(1.600) (4.000) (3.450)(3.450)(1.550)4.500 5 050 4 550 4 550 2 100 5 000 4 500 2 050 (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) 46,000円未満 第4 10.100 9.100 9.100 4.200 10.000 9.000 9.000 4.100 左記のうち上記以外の世帯 (5.050) (2.100) (5,000 (4.500 5,850 2,350 5,900 5,200 5,200 2,400 5,150 5,150 71人り親世帯等 46.000円以上 (0) (0) (0) 第5 48,600円未満 11,800 10.400 10.400 4.800 11.700 10.300 10.300 4.700 左記のうち上記以外の世帯 (5.900)(5.200)(5.200)(2.400)(5.850)(5.150)(5.150)(2.350)2,750 6,650 2,650 7,000 6,750 6,250 6,900 6,150 ひとり親世帯等 48 600 円 U F (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) 第6 50,000円未満 14 000 13 500 12 500 5 500 13 800 13 300 12 300 5 300 左記のうち上記以外の世帯 (6.750)(2,750)(6,150)(2,650)(7,000)(6,250)(6,900)(6,650)7.850 7.600 7.050 3.100 7.750 7.500 6.950 3.000 71人とい報世帯等 (0) (0) 50.000円以上 (0) (0) (0) 第7 54.000円未満 15,700 15,200 14,100 6,200 15,500 15,000 13,900 6,000 左記のうち上記以外の世帯 (3,100) (7,850)(7,600) (7,050) (7,750)(7.500)(6.950) (3,000) 9,150 8,750 8,100 3,550 9,050 8,650 8,000 3,450 ひとり親世帯等 (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) 54,000円以上 18 300 17 500 16.200 7 100 18 100 17.300 16 000 6 900 57.700円未満 左記のうち上記以外の世帯 (3,450) (8,750) (8,650) (9,150)(8,100)(3,550)(9,050)(8,000) 第8 8,750 9,150 8,100 3,550 9,050 8.650 8,000 3,450 8B ひとり親世帯等 (n) (n) (0)(0) (0) (0) (0) 57,700円以上 18.300 17.500 16.200 7.100 18.100 17.300 16.000 6.900 59.000円未満 左記のうち上記以外の世帯 (8,750) (3,450) (9,150)(8,100)(3,550)(9,050)(8,650) (8,000)10,750 3,950 10,650 3,850 9,850 9,050 9,750 8,950 ひとり親世帯等 (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) 第9 同一世帯の保護者等全員の平 77.101円未満 21,500 19,700 7,900 21,300 19,500 7,700 成28年度分(平成28年4月から 8月までの間にあっては平成27 左記のうち上記以外の世帯 (10.750) (9.850)(9.050)(3.950)(10.650) (9.750)(8.950)(3.850)8.100 年度分)の市町村民税の所得 21 500 19 700 18 100 8 700 21 300 19 500 17 900 77,101円以上 79,000円未満 (10.650) 割の額の合計額が右欄の範囲 (10.750)(9.850)(9.050)(4.350)(9.750)(8.950)(4.050)24.900 23.500 20.100 9.500 24.700 23.300 19.900 8.500 笋11 79.000円以上 97.000円未満 (12,450) (11,750) (4,750) (12,350) (11,650) (9,950) (10,050) (4,250) 28.300 24.600 20,600 10.300 27.900 24.200 20.200 9.000 第12 97.000円以上 115.000円未満 (10,300) (13,950) (12,100) 10,100) 32,700 26,900 22,100 11,100 32,300 26,500 21,700 9,700 第13 115.000円以上 133.000円未満 (16,350) (4850) (13.450) (11.050)(5.550)(16.150) (13.250)(10.850)39,400 31,000 25,000 12,600 30,600 24,600 9,900 第14 133.000円以上 169.000円未満 (19700)(15500)(12500)(6.300)(19500)(15.300)(12300)(4.950)45 100 32 700 26 400 12 900 44 500 25 800 10 100 32 100 169.000円以上 211.201円未満 (22,550)(16,350)(13,200)(6,450)(22,250)(16,050)(12,900)(5,050)45.100 32 700 26 400 13 300 44 500 32 100 25 800 10 300 第16 211,201円以上 217,000円未満 (13,200) (6.650) (22,250) (12,900) 50,700 36,300 50,100 27,200 29,800 13,700 34,100 10,800 第17 217 000円以上 256 000円未満 (25,050) (5,400) (25,350) (18,150)(14,900) (6,850) (17,050) (13,600)53,000 36.800 29.800 13,700 52,400 34,100 27,200 10.800 256,000円以上 301,000円未満 第18 (26,500) (18,400) (14,900) (6.850)(26,200) (17,050) (13,600) (5,400)59,200 36,800 29,800 13,700 58,600 34,100 27,200 10,800 301,000円以上 358,000円未満 第19 (29.600) (18.400)(14.900) (6.850)(29.300) (17.050) (13.600) (5.400)61 700 36.800 29 800 13 700 61 100 34 100 27 200 10.800 第20 358,000円以上 397,000円未満 (18,400) (14,900) (30,550) (30,850)(6,850)(17,050)(13,600)(5,400)65.900 36.800 29.800 13.700 65.300 34.100 27.200 10.800 笙21 397 000円以上 432 901円未満 (32,950)18,400 (14,900) (6.850)(32,650) 17,050 (13,600) (5,400)65.900 36.800 29.800 13,700 65.300 34.100 27.200 10.800 第22 432.901円以上 536.000円未満 (32,950) (18,400) (14,900) (6.850)(32,650) (17,050) (13,600) (5,400)70,600 36,800 29.800 13,700 70,000 34,100 27,200 10.800 第23 536.000円以上 (35,300) (35,000) (17.050)(18400)(14900)(13.600)

備考

- 1 保護者等とは、子どもと同一の世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(当該世帯において最多の収入を得ているものに限ります。)をいいます。
- ただし、①当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合、②父母以外の扶養義務者で当該世帯において最多の収入を得ているものの収入が当該世帯の生計を維持するに足るものではないと認められる場合は、父母以外の扶養義務者は含めません。
- 2 市町村民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- 3 他市からの転入者で課税資料を提出されていない方や税申告をされていない方など課税状況が判明しない場合は、課税状況が判明するまでの間は、第23階層とします。
- 4 3歳未満児、3歳児、4歳児、5歳児の区分は、平成28年4月1日における年齢によるものとします。
- 5 年長順で1人目にあたる子どもの保育料には保育料金額表の表中の上段の金額が、2人目の子どもの保育料は下段の()内の金額が適用され、3人目以降の子どもの保育料は無料となります。詳しくは9ページ「2人以上のこどもが保育施設等を利用している場合の保育料の軽減」をご覧ください。
- 6 ひとり親世帯とは、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。
- 7 在宅障がい児(者)のいる世帯とは、次に掲げる児(者)が現に在宅している世帯をいいます。
- ①身体障害者手帳の交付を受けた者 ②療育手帳の交付を受けた者 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ④特別児童扶養手当の支給対象児
- ⑤国民年金の障害基礎年金等の受給者